

# 安全・適正就業推進委員会設置要綱

## (目 的)

第1条 センター会員の健康、安全及び適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進するため、安全・適正就業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、推進する。

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) 適正就業の推進に関すること。
- (4) その他会員の健康及び安全に関する必要な事項。

## (構 成)

第3条 委員会は、次の区分に掲げる者で構成する。

- (1) 業務執行理事 3人
- (2) 職種担当委員 8人
- (3) 安全就業推進員及び各職群担当事務局職員

## (職 群)

第4条 顧客グループの公共、民間、その他を3職群とする。

1. 公共(学校管理、公共施設管理、公園管理)
  2. 民間(民間企業団体、団地管理組合)
  3. その他(子育て・植栽・パソコン・そろばん・製品製作・褥障子・大工・塗装・着付け・筆耕他の独自事業、派遣、ジョブ、福祉家事援助、1人就業、短期他)
- 2 業務執行理事及び各担当事務局職員は、その職群の安全・適正就業に関する全ての事象に係わる。

## (職 種)

第5条 3職群を更に次の8つの職種に区分する。

1. 運転職
  2. 学校管理(通学路安全指導を含む)
  3. 施設管理(技術・技能職を含む)
  4. 窓口管理
  5. 屋内清掃
  6. 団地清掃
  7. 植栽(民間・公園)
  8. 独自事業他
- 2 職種に担当委員を置く。職種担当委員は、各職種を経験し、卓越したリーダーシップのある会員から委員長が任命する。

(職種担当委員手当)

第6条 職種担当委員に対し、職種担当委員手当を支給する。

2 職種担当委員手当の月額は、2,000円とする。

(ガソリン費助成)

第7条 職種担当委員が、安全巡回を実施する際、私有車両を使用した場合、ガソリン費の助成を行う。

2 ガソリン費助成の額は、1日当たり1台1,500円とし、本人の請求に基づき支払う。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。委員長は、業務執行理事とする。

2 委員会に副委員長2人を置く。副委員長は委員長の指名により、業務執行理事の中から1名選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は委員会を代表し、会務を処理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の開催)

第10条 委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に開催する。

2 委員会の運営は、委員長が行う。

(安全就業推進員の設置)

第11条 委員会のもとに、国のシルバー安全就業対策事業に基づく、安全就業推進員を置く。

2 安全就業推進員に関する取り扱いは、別に定める要綱による。

(安全対策推進員の設置)

第12条 委員会のもとに、会員の健康増進と就業の安全を確保するため、安全対策推進員(以下「対策推進員」という。)を置く。

2 委員会は、対策推進員を掌握し、指導教育を行うものとする。

3 対策推進員に関する取り扱いは、別に定める要綱による。

(関係機関との連携)

第13条 委員会は、公益財団法人東京しごと財団に設置されているシルバー人材センター安全対策会議と連携し、会員に対する安全対策を推進するものとする。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び業務執行理事は、必要に応じて関係者をそれぞれの会議に出席を求めることができる。

(選任)

第15条 会員から選出する8人の職種担当委員は、委員長の推薦を受けた会員の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(任期)

第16条 会員から選出する職種担当委員の任期は、2年とし再任は妨げない。

2 会員から選出する職種担当委員に欠員が生じ、補充する場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第17条 職種担当委員が次に掲げる事項に該当する場合は、理事長は解任することができる。この場合理事長は、理事会において3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 委員会への出席及び言動が著しく適正を欠く場合
- (2) 健康上の故障のため、職務の遂行に支障が生じた場合
- (3) 本人の申し出の場合
- (4) 人事上の重要機密を第三者に漏らした場合

(報告)

第18条 委員長は、必要の都度、委員会の検討結果を理事長及び理事会に報告するものとする。

2 理事長は、必要のある事項について関係諸機関に報告するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月27日から施行し、平成23年8月1日から適用する。